

門脈圧亢進症臨床研究の利益相反に関する指針施行細則

第1号(日本門脈圧亢進症学会(以下「本学会」という)学術集会での発表)

(開示の範囲)

筆頭演者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わる場合に限定する。

(抄録提出時)

本学会の学術集会、講演会等で発表・講演を行う演者は、演題応募や抄録提出時に、過去1年間における演者の利益相反状態の有無を所定様式(様式1)により明らかにしなければならない。

(発表時)

抄録提出時に明記した利益相反状態を、発表時に発表スライド、あるいはポスターの最後に開示する。ただし、各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額を次のように定める。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上は申告する。
- ② 株の保有については、1つの企業についての1年間の株による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する。
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上の場合には申告する。
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計100万円以上の場合には申告する。
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、一つの企業・団体からの年間の原稿料が合計100万円以上の場合申告する。
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、一つの研究に対して支払われた総額が年間200万円以上の場合申告する。奨学寄附金(奨励寄付金)については、一つの企業・団体から1名の研究者代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合には申告する。
- ⑦ その他の報酬(研究とは直接無関係な旅行、贈答品など)については、一つの企業・団体から受けた報酬が年間10万円以上の場合には申告する。

第2号(本学会機関誌などでの発表)

(開示の範囲)

筆頭著者が開示する義務のある利益相反状態は、投稿内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

(投稿時)

「日本門脈圧亢進症学会雑誌」などで発表を行う筆頭著者は、投稿時に、投稿規定に定める様式(様式1)により、利益相反状態を明らかにしなければならない。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は細則第1号で規定された金額と同一とする。開示が必要なものは論文投稿1年前から投稿時までのものとする。

第3号(理事長・理事・特定委員会委員)

(特定委員会)

本施行細則でいうところの特定委員会とは、財務委員会、規約委員会、学会誌編集委員会、倫理委員会、学術委員会、評議員選出委員会、保険委員会、広報委員会、あり方委員会、門脈圧亢進症取扱規約委員会を指すものとする。

(開示・公開の範囲)

理事長、理事、特定委員会委員が開示・公開する義務のある利益相反状態は、本学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

(就任時)

本学会の理事長・理事・特定委員会委員は、新就任時と就任後は1年ごとに「役員・特定委員会委員の利益相反自己申告書」(様式2)によって報告する義務を負うものとする。様式2に開示・公開する利益相反については、本指針V開示・公開する事項で定められたものを自己申告する。各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は細則1号で規定された金額と同一とし1年間分を記入して、その算出期間を明示する。

第4号(利益相反自己申告書(様式1,2)の取り扱い)

様式の保管期間は学会発表後若しくは機関誌発表後2年間、または理事長、理事、特定委員会委員の任期終了後2年間とし、その後は理事長の監督下で廃棄される。ただし、その保管期間中に、当該申告者について疑義若しくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会の決議により、廃棄を保留できるものとする。

附則 この施行細則は、平成22年9月9日から施行する。